

指定生活介護事業所	}	管理者 各位
指定自立訓練（生活訓練）事業所		
指定自立訓練（機能訓練）事業所		
指定就労継続支援A型事業所		
指定就労継続支援B型事業所		

奈良市障がい福祉課長

指定障害福祉サービスにおける就労移行支援体制加算の算定について(注意喚起)

平素は、本市の障害福祉行政にご協力をいただきまして、ありがとうございます。

さて、標記の加算については、対象となる障害福祉サービスを経て企業等（就労継続支援A型事業所は除く）に雇用されてから、当該企業等での雇用が継続している期間が6月に達した者（就労定着者）が前年度においている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算することとされているところです。また、当該加算については、過去3年間において、対象となる障害福祉サービス事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限り、就労定着者として取り扱うこととしており、これらの要件によって対象サービスにおける「一般就労への移行」に加え、「定着に向けた継続的な支援体制が構築されている」体制を評価するものです。

しかしながら、他自治体において「都道府県知事又は市町村長が適当と認める」例外的な場合に該当しないにも関わらず過去3年間に就労移行支援体制加算の算定対象とした利用者を複数回重複して算定対象とする等の手法により訓練等給付費等を不正に請求する事案が散見されています。

つきましては、以下の本件加算に関する基本事項等をご確認のうえ、報酬請求に関する自己点検をお願いいたします。

なお、当該加算に限らず、報酬算定に係る要件を欠いて訓練等給付費等を過大に受給されていることが発覚した場合には、速やかに指定権者及び関係市町村にする報告等必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

記

(1) 基本的な要件

対象サービス（生活介護、自立訓練（生活訓練・機能訓練）、就労継続支援A型、就労継続支援B型。以下同じ）を経て企業等（就労継続支援A型事業所は除く。）に雇用されてから、当該企業

等での雇用が継続している期間が6月に達した者(以下「就労定着者」という。)が前年度においている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

(2) 留意すべき事項

1. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、報酬告示に「過去3年間において、当該指定就労継続支援A型事業所等において既に当該者の就労につき就労移行支援体制加算が算定された者にあつては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める者に限る。」と規定しており、同一の利用者について過去3年間において当該加算を複数回算定することは原則想定しておらず、例えば下記の事例で示すようなケースでは、就労移行支援体制加算を複数回算定することはできないこと。
例1：就労継続支援事業所甲から、企業①へ就職し、就職後6月経過後、企業①を退職後に甲の利用者として再び受け入れ、さらに後日、再度企業①へ就職するなど、離転職を繰り返すケース。
例2：就労継続支援事業所甲から、企業①へ就職し、就職後6月経過後、企業①を退職後に、就労継続支援事業所乙の利用者として受け入れ、後日、企業②へ就職するなど、複数事業所及び企業間の離転職を計画的に繰り返すケース。
2. 都道府県知事又は市町村長が適当と認める者とは、例えばハラスメントなどやむを得ない事情で退職した者などを想定していること。
3. 通常の事業所に雇用されている者であつて労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものが、当該事業所において対象サービスの提供を受けた場合にあつては、当該対象サービスの提供を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者を就労定着者として取り扱う。具体的には、労働時間の延長の場合には対象サービスの終了日の翌日、休職からの復職の場合は実際に企業に復職した日を1日目として6月に達した者とする。なお、対象サービスを経て企業等に雇用された後、職場定着支援の努力義務期間中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後1月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が6月(労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該事業所において対象サービスの提供を受けた場合は、当該対象サービスの提供を受けた後から6月)に達した者は就労定着者として取り扱うこと。
4. 「6月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が6月に達した者であること。例えば、平成29年10月1日に就職した者は、平成30年3月31日に6月に達した者となる。

奈良市 福祉部 障がい福祉課 指定係
〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1番1号
MAIL : jigyouqa@city.nara.lg.jp